

**【新設】(組合員集会等に類するものの範囲)**

66の11の2-1 措置法令第39条の22の2第1項第2号の投資事業有限責任組合の組合員集会その他これに類するものには、例えば外国の法令に基づき組成された当該投資事業有限責任組合に類する事業体の投資家から構成される合議体が該当し、同号の投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものには、例えば当該投資家が該当する。

**【解説】**

1 内国法人が業務執行役員に対して支給する業績連動給与（金銭以外の資産が交付されるものにあつては、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限る。）については、職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日から3月（確定申告書の提出期限の延長の特例に係る指定を受けている内国法人にあつては、その指定に係る月数に2を加えた月数）を経過する日までに、報酬委員会が決定していること等の適正な手続きを経ていることを有価証券報告書に記載する方法により開示していること等を要件に、その給与の損金算入がされることとされている（法34①三、令69⑬、規22の4⑤）。

この点、有価証券報告書の提出義務は、金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券を除く。）の発行者である会社等に限られていることから、非上場のファンド運用会社などは業績連動給与の損金算入規定を適用することができないこととされていた。

2 令和3年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年法律第46号）の施行の日（令和3年11月22日）以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して特定業績連動給与を支給する場合には、その特定業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が金融商品取引法の規定により提出する事業報告書は、有価証券報告書とみなすこととされるとともに、その算定方法の内容を、一定の日以後遅滞なく事業報告書に記載して提出し、かつ、説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととされる制度が創設された。

創設された制度では、その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益（その業績連動給与を支給する旨及びその算定方法を運用財産に係る権利者に対して事前に示している場合に該当する場合におけるその運用財産に係る利益に限る。）に関する指標を基礎とした客観的なものにより算定された業績連動給与に限り、適用が受けられることとされている。

(注) 1 運用財産とは、その法人が権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。

2 権利者とは、金融商品取引法第42条第1項に規定する権利者をいう。以下同じ。

この業績連動給与の算定方法を運用財産に係る権利者に対して事前に示している場合とは、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たしている場合をいう。

- (1) その業績連動給与に係る措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項に規定する手続の終了の日までに、その運用財産に係る金融商品取引法第 42 条の 3 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる契約又は同項第 3 号に規定する契約に係る契約書（これに添付する書類を含む。）にその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法が記載されていること（措令 39 の 22 の 2 ①一）。
  - (2) その業績連動給与に係る措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項に規定する手続の終了の日又はその業績連動給与を支給する事業年度開始の日の前日のうちいずれか早い日までにその運用財産に係る金融商品取引法第 42 条第 1 項第 3 号に定める者が組合員となっている投資事業有限責任組合契約に関する法律第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合の組合員集会（その投資事業有限責任組合の運営及び組合財産の運用の状況その他の事項について報告が行われ、並びに当該事項についてその投資事業有限責任組合の組合員が意見を述べることができるその投資事業有限責任組合の組合員から構成される合議体をいう。）その他これに類するものにおいて当該業績連動給与を支給する旨及びその算定方法について報告が行われ、かつ、その議事録にその支給する旨又はその算定方法についてその投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものから異議があった旨の記載又は記録がないこと（措令 39 の 22 の 2 ①二）。
- 3 本通達では、上記 2 (2)でいう組合員集会に類するもの及び組合員に類するものとは、投資事業有限責任組合形態以外の形態の事業体における組合員集会に相当するもの及びその投資家が想定されており、例えば外国の法令に基づき組成された投資事業有限責任組合に類する事業体の投資家から構成される合議体及びその投資家が該当する旨を明らかにしている。

なお、本通達にいう組合員集会及びその組合員に類すものには、例示したもの以外であっても、投資事業有限責任組合形態以外の形態の事業体における組合員集会及びその組合員に相当するものが含まれることに留意する必要がある。